

## 渋川市給水装置等修繕請求書記載要領

令和5年4月1日受付から適用

1. 渋川市給水装置等修繕請求書は、労務費、材料費、機械器具費、運搬費、諸経費から構成されます。

### 2. 基本事項

2-1 工種により構成人員は下記のとおりとします。

工 種	主任技術者	普通作業員	交通誘導員
給水装置の器具等の交換など比較的軽微なもの（水栓、パッキンの交換等）	1人		
宅地内漏水等で掘削を伴う修理をする場合	1人	1人	
公道内の漏水修理で交通整理を必要としない場合	1人	1人	
公道内の漏水修理で交通整理を必要とする場合	1人	1人	1人

注) (1) 構成人員は上表を標準とし、状況により増減してください。

(2) 主任技術者は、1現場1人とします。

(3) 漏水修理の負担区分は住宅及び店舗併用住宅が1次側、それ以外は官民界とします。

2-2 施工時間の算出については、次のとおりとします。

(1) 施工時間は、実作業時間とします。実作業時間とは、掘削機械積込み等準備開始から、修繕作業を終了し荷下ろし完了までとします。

(2) 計上単位は0.5時間単位とします。

### 3. 労務費

(1) 主任技術者等の作業時間を記入してください。

(2) 単価は県基礎単価等を基に業務課で記入します。

### 4. 材料費

(1) 使用材料名・数量を記載してください。単価は物価資料等により業務課で記入します。

(2) 必要に応じ下記掘削機械等を使用した場合、使用機種及び作業時間を記載してください。作業時間は実作業時間とします。

※使用状況写真を必ず添付してください。

標準使用機種
小型バックホウ平積 0.2 m <sup>3</sup> 未満
ダンプトラック3t未満

- (3) 上記以外の建設機械等を使用した場合、使用状況写真を添付し請求することができます。
- (4) 上記以外の建設機械等をリースした場合、使用状況写真及びリース領収書等を添付し請求することができます。
- (5) 機械単価は県基礎単価等により業務課で記入します。

#### 5. 機械器具費

労務費の合計額に10%を乗じたものを業務課で計上します。

注) 機械器具費には、①管の切断用の機械器具 ②管の加工用の機械器具 ③接合用の機械器具 ④水中ポンプ、電気振動ドリル、発電機、電気コンクリートカッター、タンパ、酸素アセチレンウェルダ、図面等作成等の使用が含まれます。

#### 6. 運搬費

- (1) 回送車を使用した場合、運搬費を計上することができますので、運搬費欄に「回送車」と記入してください。

リースの場合、運搬状況写真及び回送費領収書等を添付し請求することができます。

なお、ダンプトラック（3t未満）を運搬に使用した場合、3. 材料費（3）使用料ダンプトラック使用時間に含まれるため、別途請求はできません。

※いずれの場合も必ず使用状況写真を添付してください。

回送する重機
小型バックホウ平積 0.2 m <sup>3</sup> 未満

- (2) 単価は県基礎単価等により業務課で記入します。

#### 7. 諸経費

下表の諸経費率の係数を材料費、労務費、運搬費、機械器具費の合計額に乗じて業務課で計上します。

諸経費率	8:00～17:00	17:00～22:00	22:00～5:00	5:00～8:00
平日（月～金曜日）	15%	18%	22%	18%

注) (1) ゴールデンウィーク、お盆、年末年始休暇は、土・日・祝祭日に含まれます。

- (2) 土・日・祝祭日は平日の経費率に5%を加算します。
- (3) 修繕請求書は諸経費率ごとに作成してください。

## 8. 請求

修繕完了後、30日以内に請求明細を業務課に提出してください。

業務課で計算後、請求明細とともに請求金額の記載された適格請求書をお返ししますので、会社名、代表者名、登録番号、口座振替先を記入し押印の上、業務課に提出してください。

適格請求書及び請求明細については、提出時にコピーを取り、控えの保管をお願いします。

※これらは、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度に対応するためのものです。

消費税の免税事業者の方は、登録番号の記載の必要はありません。

※令和5年4月1日より、修繕請求書の押印を省略することができます。

省略する場合には、修繕請求書最下段の「発行責任者」「担当者」欄の記載をお願いします。

## 9. その他

案内図・工事略図・原因・漏水箇所をもれなく記載してください。

なお、確認者・審査者の欄は記入しないでください。